

番 号 : 151233

国 名 : ラオス

担当部署 : 社会基盤・平和構築部運輸交通・情報通信グループ第一チーム

案件名 : 運輸交通セクターにかかる情報収集・確認調査 (運輸交通)

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務 : 運輸交通
- (2) 格 付 : 2号
- (3) 業務の種類 : 調査団参团

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間 : 2016年3月下旬から2016年9月下旬まで
- (2) 業務M/M : 国内 0.50M/M、現地 2.80M/M、合計 3.30M/M
- (3) 業務日数 : 準備期間 第1回現地業務期間 第2回現地業務期間 整理期間
5日 28日 56日 5日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数 : 1部
- (2) 見積書提出部数 : 1部
- (3) 提出期限 : 3月9日(12時まで)
- (4) 提出方法 : 専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)への電子データの提出又は
郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル)(いずれも
提出期限時刻必着)

※2014年2月26日以降の業務実施契約(単独型)公示案件(再公示含む)より、電子媒体による簡易プロポーザルの提出を本格導入しています。

提出方法等詳細については JICA ホームページ (ホーム>JICA について>調達情報>調達ガイドライン、様式>業務実施契約(単独型)(2014年4月以降契約)>業務実施契約(単独型)簡易プロポーザルの電子提出について) (http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_gt/20150618.html) をご覧ください。なお、JICA 本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等 :
 - ①業務実施の基本方針 16点
 - ②業務実施上のバックアップ体制等 4点
 - (2) 業務従事者の経験能力等 :
 - ①類似業務の経験 40点
 - ②対象国又は同類似地域での業務経験 8点
 - ③語学力 16点
 - ④その他学位、資格等 16点
- (計100点)

類似業務	運輸交通に係る各種調査
対象国/類似地域	ラオス/全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等 : 特になし
- (2) 必要予防接種 : なし

6. 業務の背景

インフラ整備事業はラオスの経済成長および貧困削減のための最も重要な事業の一つであり、ラオス政府は、これまで我が国をはじめとするドナーの支援を得て、道路・橋梁、空港などにかかる各種インフラ整備を実施してきた。我が国も個々の案件を実施すると並行して、1998年より公共事業運輸省(MPWT : Ministry of Public Works and Transport)にアドバイザーを派遣し、我が国の協力の効果的な実施や中長期計画策定に対するアドバイスをを行い、一定の成果をあげてきている。

他方、ラオス国内の急速な経済成長により、近年は都市部を中心に政府や既存の開発パートナーだけでなく新興ドナーや民間企業によるインフラ整備事業が次々と進められている。ラオスの限られた予算を有効活用するためにも、今後はこれら多様なプレーヤーによる事業と我が国の協力との調整がますます重要になってくると言える。

本調査は、以上の問題意識のもと、我が国を含む各ドナーや民間企業によるインフラ整備事業を整理し、現在のラオス国内における運輸交通セクターの現状・課題を明らかにすることを目的に実施するものである。また、2015年国連にて採択された持続可能な開発目標(SDGs)もふまえ、MPWTの大臣や局長級のMPWT幹部との協議を通じて、我が国による、より効果的なインフラ整備支援に向けた検討も行う。なお、本調査で得られた情報については、2016年度下半期に派遣予定の「公共事業運輸省計画アドバイザー」にも提供し、当該アドバイザーの活動にも反映させることを想定している。

7. 業務の内容

本業務の業務従事者は、ラオスにおける運輸交通分野(道路・橋梁、鉄道、都市交通、航空、防災等)に係る情報収集、課題分析を実施した上で、今後の我が国による運輸交通分野を中心としたインフラ整備支援をより効果的なものとするための方向性を検討する。

具体的担当事項は次のとおりとする。

(1) 国内準備期間 (2016年3月下旬～4月下旬)

- ①担当分野にかかる関連既存資料・情報のレビューを行い、現地調査項目を整理する。
- ②現地調査における対処方針(案)及び現地説明資料(案)を作成し、JICA本部で実施される対処方針会議等に参加する。
- ③調査報告書(案)の目次構成を整理する。

(2) 第1回現地派遣期間 (2016年5月上旬～6月上旬)

- ①ラオス側関係機関(MPWTや各ドナー関係者、民間企業を含む)に対して調査の趣旨を説明する。
- ②国内準備期間に作成した現地説明資料を基に、運輸交通セクターの現状や実施中のプロジェクト(JICAのみならず、我が国の国土交通省や他ドナー、民間が実施しているプロジェクトを含む)の現状・課題についてMPWTへヒアリングを行う。
- ③MPWTの組織体制や財務状況のレビューを行う。
- ④MPWTがこれまでに策定した政策、法令、開発計画のレビューを行い、課題を整理する。
- ⑤MPWTが現在策定している「PPPガイドライン」や「5ヵ年公共投資計画」などの計画について助言を行う。
- ⑥上記②の結果もふまえ、運輸交通セクターのプロジェクトを実施しているドナーや専門家を訪問し、各プロジェクトの現状と課題についてヒアリング等を通して把握する。
- ⑦既存資料のレビューやヒアリングなどを通して収集した情報を分析・整理し、第1回現地調査報告書を作成し、JICAラオス事務所に報告する。

(3) 第2回現地派遣期間 (2016年7月上旬～9月上旬)

- ①第1回現地派遣期間に続き、MPWTがこれまでに策定した政策、法令、開発計画のレビューを行い、課題を整理する。
- ②第1回現地派遣期間に続き、MPWTが現在策定している「PPPガイドライン」や「5ヵ年公共

投資計画」などの計画について助言を行う。

- ③第1回現地派遣期間に続き、運輸交通セクターのプロジェクトを実施しているドナーや専門家を訪問し、各プロジェクトの現状と課題についてヒアリング等を通して把握する。
- ④既存資料のレビューやヒアリングなどを通して収集した情報を分析・整理し、運輸交通セクターにおける状況及び課題について取りまとめる。
- ⑤担当分野において将来起こりうる課題を整理・分析する。
- ⑥次年度の要望調査におけるMPWTからの要請に対する助言を行い、担当分野にかかる今後の協力案を検討する。
- ⑦上記をふまえて、基礎情報収集・確認調査報告書(案)(和文)を作成する。
- ⑧調査報告書(案)についてラオス側関係機関とJICAラオス事務所に説明を行う。

(3) 帰国後整理期間(2016年9月中旬)

- ①現地調査結果を踏まえ、調査報告書(案)(和文)を修正し、JICA社会基盤・平和構築部に提出する。
- ②帰国報告会、国内打合せに出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。
- ③今後の協力の方向性についてのJICAとの協議に参加する。

8. 成果品等

本契約における成果品は以下のとおり。

(1) 基礎情報収集・確認調査報告書(和文)

電子データをもって提出することとする。なお、報告書の中にはラオスの運輸交通セクターに関する現状、MPWTが実施している事業、我が国を含む各ドナーや民間企業による事業について確実に記載するとともに、各ドナーやMPWTが実施しているプロジェクトを地図上に落とし込んだプロジェクトマップを含めること。また、道路等の整備状況や今後想定される運輸交通分野を中心とした公共インフラ案件のロングリスト、公共事業運輸省計画アドバイザーの活動方針案を含むものとする。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)を参照願います。留意点は以下のとおりです。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます(見積書に計上して下さい)。航空経路は、日本⇒バンコク/ハノイ⇒ビエンチャン⇒バンコク/ハノイ⇒日本を標準とします。

(2) 臨時会計役の委嘱

以下に記載の一般業務費については、当機構ラオス事務所より業務従事者に対し、臨時会計役を委嘱する予定です(当該経費は契約には含みませんので、見積書への記載は不要です)。
・車両関係費

臨時会計役とは、会計役としての職務(例:現地業務費の受取り、支出、精算)を必要な期間(例:現地出張期間)に限り機構から委嘱される方のことをいいます。臨時会計役に委嘱された方は、「善良な管理者の注意義務」をもって、経費を取り扱うことが求められます。

(3) 直接人件費月額単価

直接人件費月額単価については、2015年度単価を上限とします。

<http://www.jica.go.jp/announce/information/20150218.html>

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

①現地業務日程

現地業務は5月上旬～6月上旬(4週間程度)と7月上旬～9月上旬(8週間程度)の2回を想定しています。

なお、指定した現地業務M/Mを超えない範囲で、現地業務日程についての提案(時期や日数、回数)を認めます。ただし、現地への渡航回数は3回を上限とし、4月中旬以前の渡航は認めません。

②現地での業務体制

本業務は本公示で募集する「運輸交通」分野のコンサルタントが単独で調査を実施することを想定しています。

③便宜供与内容

当機構ラオス事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 空港送迎

あり

イ) 宿舍手配

あり

ウ) 車両借上げ

全行程に対する移動車両の提供（ラオス事務所にて予約の上、上記臨時会計役の委嘱により、業務従事者が支払を行うことを想定しています。）及び国内線航空券の手配

エ) 通訳備上

なし

オ) 現地日程のアレンジ

関係機関との最初の協議については機構がアレンジします。

カ) 執務スペースの提供

公共事業運輸省内における執務室の提供（ネット環境完備）

(2) 参考資料

本業務に関する以下の資料が、当機構図書館のウェブサイト (<http://libopac.jica.go.jp/>) で公開されています。

- ・ ラオス国 南部地域道路改善計画調査ファイナルレポート 要約編
(<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P0000005803.html>)
- ・ ラオス国 航空交通における安全性向上プロジェクト終了時評価調査報告書
(<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P0000250656.html>)
- ・ ラオス国 ヱィエンチャン特別市総合都市交通計画調査最終報告書(要約編)
(<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P0000244847.html>)
- ・ ラオス国 全国物流網計画調査最終報告書 和文要約
(<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P0000255680.html>)
- ・ ラオス国 首都ビエンチャン都市開発マスタープラン策定プロジェクト最終報告書(和文要約) (<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P0000255997.html>)
- ・ ラオス人民民主共和国 道路維持管理能力強化プロジェクト中間レビュー調査報告書
(<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000018655.html>)
- ・ ラオス国 首都ビエンチャン市公共バス交通改善計画準備調査報告書
(<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P0000256056.html>)
- ・ ラオス国 ビエンチャン国際空港拡張計画準備調査報告書
(<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P0000257399.html>)
- ・ ラオス国 国道9号線(東西経済回廊)改善計画準備調査報告書
(<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000000339.html>)
- ・ ラオス国 次世代航空保安システムへの移行のための機材整備計画 協力準備調査報告書
(<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000009967.html>)
- ・ ラオス国 セコン橋建設計画準備調査報告書
(<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000013826.html>)
- ・ ラオス人民民主共和国 ビエンチャン国際空港ターミナル拡張事業準備調査最終報告書(概要版) (<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000012617.html>)

(3) その他

- ①業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ②本業務では地方での調査も予定されており、その際の移動は国内線航空便を利用する場合があります。ラオス国内線の超過手荷物料金については、国際線とは異なる基準が適用されることもありますのでご注意ください。なお、業務実施契約(単独型)ですので、超過手荷物料金については国内線・国際線問わず契約の対象外となります。
- ③ラオス国内での活動においては、JICA安全管理措置を遵守するとともに、JICA総務部安全管理室、JICAラオス事務所の指示に従い、十分な安全対策措置を講じることとします。
- ④本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイドンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談してください。

以上